

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

業者名	住所	備考
株式会社セレスポ	東京都豊島区北大塚一丁目21番5号	

2. 指名停止措置期間 令和 5年3月16日 ~ 令和 5年9月15日 (6箇月)

3. 指名停止措置の適用範囲 笠間市が発注する物品・役務調達契約等

4. 事実概要

株式会社セレスポの取締役が、東京五輪・パラリンピックの事業に関し、独占禁止法の規定に違反する行為(不当な取引制限)を行っていた容疑により、令和5年2月8日に東京地検特捜部に逮捕された。

5. 指名停止理由

「笠間市建設工事請負業者指名停止等規程」第2条第1項、別表第2第5号に該当する。

<笠間市建設工事請負業者指名停止等規程 別表第2>

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為) 5 前項に掲げる場合のほか、業務に関し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から6箇月以上18箇月以内

問い合わせ先

笠間市役所総務部財政課契約検査室

笠間市中央3-2-1

電話 0296-77-1101(内線219、220)